

宮城大学他学群・他学類履修及び他大学等履修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮城大学学則（平成21年宮城大学規則第1号。以下「学則」という。）第37条の規定に基づく本学の他学群・他学類の授業科目の履修（以下「他学群・他学類履修」という。）、学則第38条の規定に基づく他の大学又は短期大学の授業科目の履修並びに学則第39条の規定に基づく学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科等における学修（以下「他大学等履修」という。）及び学則第40条の規定に基づく入学前の既修得単位（以下「入学前既修得単位」という。）の卒業要件単位数への算入等について、学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(履修の対象となる授業科目)

第2条 他学群・他学類履修及び他大学等履修の対象となる授業科目の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 学則第37条の規定に基づく、他学群・他学類履修として学生が申請できる授業科目

学群	他学群・他学類の学生が申請できる授業科目の範囲
看護学群	授業形態が「講義」区分の科目
事業構想学群	科目区分「卒業研究」を除く全ての科目
食産業学群	全ての科目（ただし、科目区分「卒業研究」については、食産業学群の学生が、所属していない他学類の科目を申請できる）

二 学則第38条及び第39条の規定に基づき、他大学等履修により申請する授業科目

三 学則第40条の規定に基づき、他大学等履修により入学前に修得した授業科目

(他学群・他学類履修に係る申請・承認等)

第3条 前条第1号に規定する他学群・他学類履修を希望する学生は、あらかじめ当該授業科目担当教員の確認を得た上で、別に定める前期又は後期の授業科目履修登録期限前までに、学長に本学が指定する方法により申請を行い、その承認を得なければならない。

2 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、当該学生が所属する学群教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。

3 教授会は、学長から前項の規定に基づく付議があったときは、適切な教育効果の発現に十分留意の上、その可否を審議するものとする。

4 学長は、第2項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

5 第1項の申請が承認されたときは、本学において当該授業科目の履修登録を行うものとする。

(他学群・他学類履修で修得した科目の単位の認定等)

第3条の2 前条で履修登録された当該授業科目については、前条第1項の申請により、当該授業科目を開講している学群教授会の議を経て、単位を認定し、そのうち単位を修得したものについては学業成績証明書に成績評価を記載する。

- 2 卒業要件単位への算入を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日までに、学長に本学が指定する方法により申請を行わなければならない。
- 3 学長は、前項に基づき承認の可否等を決定したときは、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(在学中の他大学等履修に係る申請・承認等)

- 第4条 学則第38条及び39条の規定に基づき、他大学等履修を希望する学生は、学長に本学が指定する方法により申請を行い、その承認を得なければならない。
- 2 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、教授会の議を経て、その可否を決定するものとする。
 - 3 学長は、前項の規定に基づき承認の可否等を決定したときは、速やかに学生にその結果を通知するものとする。
 - 4 学生は、第1項の申請が承認されたときは、他大学等の定めるところにより、当該他大学等における授業科目の履修登録手続きを行うものとする。
 - 5 学都仙台単位互換ネットワークに関する協定に基づく授業科目に関する履修については、第4項の定めによるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(在学中に他大学等履修で修得した科目の単位の認定等)

- 第5条 前条の規定に基づき履修登録された当該授業科目について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日までに、学長に本学が指定する方法により申請を行わなければならない。
- 2 前項に規定する認定申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
 - 一 成績証明書（単位を修得した大学等の発行するもの。）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学等が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換算認定に必要な資料
 - 3 修得単位の認定は、本学開講科目への卒業要件単位数への算入の可否又は振替の可否により行うものとする。
 - 4 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属学群及び学類開講科目と第1項の在学中修得単位に係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。ただし、看護学群において振替により卒業要件単位に算入することのできる授業科目は基盤教育科目6単位及び専門基礎科目2.5単位とし、その上限を3.1単位とする。
 - 5 学長は、学生から第1項に規定する申請があったときは、当該学生が所属する学群教授会の議を経て、在学中修得単位の認定の可否を決定し、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(入学前既修得単位の認定等)

- 第6条 学則第40条の規定に基づき、入学前既修得単位について、本学における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生は、原則として入学初年度の指定された期日までに、次の号に掲げる書類を添えて、学長に本学が指定する方法により申請を行わなければならない。
- 一 成績証明書（単位を修得した大学等の発行するもの）
 - 二 申請する授業科目について、単位を修得した大学等が作成した授業科目の内容、単位制度等、単位の換

算認定に必要な資料

- 2 入学前既修得単位の認定は、卒業要件単位数への算入の可否又は本学開講科目への振替の可否により行うものとする。
- 3 前項に規定する本学開講科目への振替の可否は、所属学群及び学類開講科目と第1項の入学前既修得単位に係る授業科目の授業内容等を相互に比較し、その類似性により決定する。ただし、看護学群において振替により卒業要件単位数に算入することのできる授業科目は基盤教育科目6単位及び専門基礎科目25単位とし、前条第4項の規定により修得した単位数と併せて31単位を超えないものとする。
- 4 学長は、学生から第1項に規定する申請があったときは、当該学生が所属する学群教授会の議を経て、入学前既修得単位の認定の可否を決定し、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(振替できない科目の卒業要件単位数への算入等)

第7条 第3条の規定に基づく他学群・他学類履修による修得単位及び前2条の規定に基づく在学中修得単位又は入学前既修得単位のうち、振替できない科目において卒業要件単位数に算入することができる単位数は、次のとおりとする。

区分		看護学群	事業構想学群	食産業学群
学則第37条 (他学群・他学類履修)	留学生を除く	基盤教育科目に区分し6単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで	基盤教育科目に区分し3単位、他学類科目は専門関連科目に区分し8単位、総計8単位まで
	留学生	算入不可	算入不可	他学類科目は専門関連科目に区分し総計8単位まで
学則第38条、第39条 (他大学等履修)	留学生を除く	基盤教育科目に区分し6単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで
	留学生	算入不可	算入不可	算入不可
学則第40条 (入学前既修得単位)	留学生を除く	基盤教育科目に区分し6単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで
	留学生	算入不可	算入不可	算入不可
総計	留学生を除く	基盤教育科目に区分し6単位まで	基盤教育科目に区分し3単位まで	基盤教育科目に区分し3単位、他学類科目は専門関連科目に区分し8単位、総計8単位まで
	留学生	算入不可	算入不可	他学類科目は専門関連科目に区分し総計8単位まで

- 2 卒業要件単位数算入の認定を希望する学生は、原則として当該単位を修得した年の翌年の前期授業科目の履修登録期限日までに、学長に本学が指定する方法により申請を行わなければならない。
- 3 学長は、学生から前項に規定する申請があったときは、当該学生が所属する学群教授会の議を経て、卒業要件単位数認定の可否を決定し、速やかに学生にその結果を通知するものとする。

(単位認定を受けた授業科目の成績表記)

第8条 第3条の2から前条の規定により認定された単位の各種成績証明における表記は、原則として次表によるものとする。

区分	本学の開講科目	本学の開講科目に振替可能な授業科目	本学の開講科目に振替できない授業科目
	学則第37条	学則第38条, 第39条, 第40条	
科目分類区分	他学群・他学類	他大学等	
科目区分	修得した科目の区分	振替した科目の区分	-
科目名称	修得した科目の名称	振替した科目の名称	修得した他大学等の授業科目名称
単位数	修得した科目の単位数	振替した科目の単位数	原則として、修得した他大学等の配当単位数
成績評価の標記	秀・優・良・可	認	
科目担当教員名	記載	空欄	

(委任)

第9条 この要綱に定めのない処理事項等が生じたときは、軽微なものを除き、個別の学群に関するものである場合は当該教授会の、全学群に共通するものである場合は各学群の教授会の議を経て教育研究審議会に付議し、その承認を得て処理するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍するもの（施行日以後に当該学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において在籍する者で、施行日以後も引き続いて在籍する者（施行日以後に当該学部転入学、編入学又は再入学したものを含む。）については、この要綱に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第4項、第6条第3項及び第7条第1項の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者（この要綱の施行の日以後に令和5年度以前の入学者に相当する年次に編入学、転入学又は再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。